

# 第 7 章

## 誘 導 施 策



U S U K I   C I T Y

## 1 都市機能に関する誘導施策

本市では、以下の4つの地域で、都市機能誘導区域を設定しています。

- 行政サービスが集積し、歴史的なまちなみが形成されてきた臼杵中心部
- 大型商業施設が集積する野田・市浜の国道502号沿道エリア
- 医療・福祉機能が集積する江無田の国道217号沿道エリア
- 人口減少の著しい臼杵北部地域の拠点であるJR熊崎駅周辺エリア

これらの4つの地域特性を考慮した、都市機能の維持・誘導を図り、それぞれの地域における拠点性の向上を図ることとして、施策を展開します。

### 誘導施策（都市機能）

#### （1）臼杵中心部における都市機能の維持・誘導

- ① 臼杵中心部における商業機能の充実
- ② 二王座地区の観光拠点施設や資源を活かした賑わいづくりと回遊性の向上
- ③ 市役所周辺からJR臼杵駅間における行政機能、文化機能、子育て機能等の強化

#### （2）都市機能の維持・確保

- ① 商業機能の強化
- ② 医療・福祉機能の強化
- ③ 交流機能、その他機能の強化

なお、以下の国の補助制度の活用、市の事業実施や補助金等の活用を図りながら、誘導施策を推進します。

- 都市構造再編集集中支援事業(国)
- 都市再生整備計画事業(国)
- 臼杵市景観保全形成事業補助金(市)
- 空き店舗バンク・活用補助金(市)
- 創業支援事業(市) 等

| 誘導施策（都市機能）                                                  |  | 担 当 課            |
|-------------------------------------------------------------|--|------------------|
| <b>(1) 臼杵中心部における都市機能の維持・誘導</b>                              |  |                  |
| <b>① 臼杵中心部における商業機能の充実</b>                                   |  |                  |
| ➢ 空き家・空き店舗等を活用した飲食店や物産販売などの商業機能の誘致                          |  | 産業観光課            |
| ➢ 空き店舗バンクによる空き店舗情報の発信、チャレンジショップ・シェアオフィス事業の実施等による出店しやすい環境整備  |  | 産業観光課            |
| ➢ 長期間空き店舗となっている物件について、商店街と連携した活用検討                          |  | 産業観光課            |
| <b>② 二王座地区の観光拠点施設や資源を活かした賑わいづくりと回遊性の向上</b>                  |  |                  |
| ➢ 臼杵市観光交流プラザやサーラ・デ・うすき等の観光拠点施設の有効活用の促進                      |  | 産業観光課            |
| ➢ 臼杵城址、二王座歴史の道、八町大路等の歴史的背景を踏まえた有機的な周遊ルートづくりと誘導サインなどの整備      |  | 産業観光課<br>文化・文化財課 |
| ➢ 県内有数の観光地である別府・湯布院や港でつながる八幡浜との連携・交流促進により、臼杵市への誘客を図る広域観光の推進 |  | 産業観光課            |
| ➢ 旧城下町地区における建築物の建築、工作物の建築、開発行為の規制・誘導                        |  | 都市デザイン課          |
| ➢ 歴史的な景観の保全・形成を目指した、建物等の修景整備に対する補助制度の活用促進                   |  | 都市デザイン課          |
| <b>③ 市役所周辺からJR臼杵駅間における行政機能、福祉機能、文化機能、子育て機能等の強化</b>          |  |                  |
| ➢ 各施設の耐震化や1階における浸水対策                                        |  | 財務経営課            |
| ➢ 臼杵市子ども・子育て総合支援センター(ちあぽーと)を拠点とした子育てに関する支援機能の強化             |  | 子ども子育て課          |
| ➢ 市民会館や中央公民館を文化活動の拠点とした計画的な施設整備と活用                          |  | 社会教育課<br>文化・文化財課 |

| 誘導施策（都市機能）                                                        |  | 担 当 課                  |
|-------------------------------------------------------------------|--|------------------------|
| <b>（２）都市機能の維持・確保</b>                                              |  |                        |
| <b>① 商業機能の強化</b>                                                  |  |                        |
| ➢スーパー・ドラッグストア等(250㎡以上の小売店)の各都市機能誘導区域への維持・誘導                       |  | 産業観光課                  |
| ➢野田・市浜の国道 502 号沿道エリア、江無田の国道 217 号沿道エリアにおける大型商業施設などの複合的な商業機能の維持・誘導 |  | 産業観光課<br>都市デザイン課       |
| <b>② 医療・福祉機能の強化</b>                                               |  |                        |
| ➢江無田の国道 217 号沿道エリアにおける医療・福祉機能の維持・誘導                               |  | 保険健康課<br>高齢者支援課<br>福祉課 |
| ➢江無田の国道 217 号沿道エリアにおけるコスモス病院(災害拠点病院)の用途地域への編入検討                   |  | 都市デザイン課                |
| <b>③ 交流機能、その他機能の強化</b>                                            |  |                        |
| ➢JR熊崎駅周辺エリアにおける地域コミュニティの維持・活性化に向けた交流機能の強化                         |  | 地域力創生課                 |
| ➢野田・市浜の国道 502 号沿道エリアにおける臼杵インターチェンジとの接続性の向上を図る土地区画整理事業等の実施         |  | 都市デザイン課                |

## 2 居住に関する誘導施策

本市では、臼杵中心部をはじめとして、空き家の増加による居住環境の悪化が懸念されるほか、市街地内の人口密度の低下も予測されています。

そのため、都市のスポンジ化対策、定住・移住の促進、都市基盤整備等を進めることにより、居心地の良さが実感できるまちづくりに向けた施策を展開します。

### 誘導施策（居住）

#### (1) 人口維持に向けた定住促進・居住の確保

- ① 立地適正化計画の補助事業等を活用した居住の促進
- ② 市街地居住促進区域を中心とした住宅地の更新（都市のスポンジ化対策など）
- ③ 若年世代の定住に向けた支援の充実
- ④ 住宅セーフティネットの充実

#### (2) 首都圏等からの UIJ ターン促進と働く場の創出

- ① UIJ ターンによる移住に向けた支援の充実
- ② 就業支援の実施
- ③ 事業設備・用地の確保支援

なお、以下の国の補助制度の活用、市の事業実施や補助金等の活用を図りながら、誘導施策を推進します。

- 都市構造再編集中支援事業(国)
- フラット 35 地域連携型(国)
- 空き家・空き地バンク活用補助金(市)
- 子育て高齢者世帯リフォーム支援事業(市)
- 移住・定住系補助金  
(移住支援補助金、定住促進住宅取得補助金、若年・子育て世帯家賃補助金、U ターン支援住宅改修補助金) 等
- 公営住宅整備事業(国)
- 公共施設等適正管理推進事業債(国)
- 老朽危険空家等除却促進事業(市)

| 誘導施策（居住）                                                    |  | 担 当 課             |
|-------------------------------------------------------------|--|-------------------|
| <b>(1) 人口維持に向けた定住促進・居住の確保</b>                               |  |                   |
| <b>① 立地適正化計画の補助事業等を活用した居住の促進</b>                            |  |                   |
| ➢ 市街地居住促進区域内へ移転する方に向けて、移転元地の住宅除却、住宅取得等に関する支援制度の検討           |  | 都市デザイン課           |
| <b>② 市街地居住促進区域を中心とした住宅地の更新（都市のスポンジ化対策など）</b>                |  |                   |
| ➢ 空き家・空き地バンクによる空き家・空き地情報の発信、民間事業者との連携                       |  | 地域力創生課            |
| ➢ 「臼杵市空家等対策計画」に基づいた空き家の適正管理と活用、臼杵市老朽危険空家等除却促進事業による危険な空き家の除却 |  | 都市デザイン課           |
| ➢ 「低未利用土地権利設定等促進計画」や「立地誘導促進施設協定」などの活用の検討                    |  | 都市デザイン課           |
| ➢ 空き家や空き地等の低未利用地が集積する地区におけるランドバンク事業の取組の検討                   |  | 地域力創生課<br>都市デザイン課 |
| ➢ 届出の提出促進、誘導の指導・助言                                          |  | 都市デザイン課           |
| <b>③ 若年世代の定住に向けた支援の充実</b>                                   |  |                   |
| ➢ 子育て世帯や高齢者・三世帯同居の住宅改修に対する補助事業の活用促進                         |  | 都市デザイン課<br>高齢者支援課 |
| ➢ 新婚や子育て世帯の定住に向けて、住宅取得等による補助事業の活用促進                         |  | 地域力創生課<br>子ども子育て課 |
| ➢ 定住促進補助金事業の活用促進                                            |  | 地域力創生課<br>子ども子育て課 |
| ➢ 子育て世帯等の宅地需要に対応し、一団の宅地整備が可能な土地の調査・整備について検討                 |  | 都市デザイン課           |
| <b>④ 住宅セーフティネットの充実</b>                                      |  |                   |
| ➢ 「臼杵市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、更新期を迎え、老朽化した既存ストックの長寿命化              |  | 都市デザイン課           |

| 誘導施策（居住）                                                                               |  | 担 当 課  |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--|--------|
| <b>（２）首都圏等からの UIJ ターン促進と働く場の創出</b>                                                     |  |        |
| <b>① UIJ ターンによる移住に向けた支援の充実</b>                                                         |  |        |
| ➢UIJ ターンした方の定住に向けて補助事業の活用を促進<br>（移住支援補助金、定住促進住宅取得補助金、若年・子育て世帯家賃補助金、<br>U ターン支援住宅改修補助金） |  | 地域力創生課 |
| ➢相談体制の充実と効率化                                                                           |  | 地域力創生課 |
| ➢行政と連携が可能な NPO など民間の受け皿の確立                                                             |  | 地域力創生課 |
| ➢移住に伴う初期費用（住居）支援事業の充実                                                                  |  | 地域力創生課 |
| ➢住宅金融支援機構の「フラット 35 地域連携型」の運用による住宅取得に対する支援                                              |  | 地域力創生課 |
| ➢移住につながる可能性が高い方をターゲットとした、うすき暮らしや移住支援事業の情報発信                                            |  | 地域力創生課 |
| ➢モニターツアーやおためしハウスなどの取組について、市外への効果的な情報発信                                                 |  | 地域力創生課 |
| ➢自然の豊かさを活かしながら、サテライトオフィスの誘致に対する補助事業の活用、リモートワークやワーケーションによる移住の促進                         |  | 産業観光課  |
| <b>② 就業支援の実施</b>                                                                       |  |        |
| ➢ファーマーズスクール制度への支援                                                                      |  | 農林振興課  |
| ➢地域おこし協力隊の受入れ、任期終了後の市内での起業や就業支援                                                        |  | 地域力創生課 |
| ➢創業支援事業の活用、女性の起業等の促進                                                                   |  | 産業観光課  |
| ➢漁業担い手の受入れ先の確保                                                                         |  | 産業観光課  |
| ➢漁業就業支援フェアや大分県主催の就業フェア等への参加の促進                                                         |  | 産業観光課  |
| <b>③ 事業設備・用地の確保支援</b>                                                                  |  |        |
| ➢規模拡大に伴う設備投資、販路拡大の取組に対し支援                                                              |  | 産業観光課  |
| ➢野津東部工場用地に加え、新たな工業用地の確保を市内全域で検討                                                        |  | 産業観光課  |
| ➢大分県や臼杵市企業誘致促進期成会と連携した誘致活動                                                             |  | 産業観光課  |

### 3 ネットワークに関する誘導施策

人口減少・少子高齢化に伴い、公共交通の重要性は一層高まっていくと考えられます。特に、都市機能誘導区域と各地区を結び、誰もが容易に都市機能にアクセスすることができる必要があります。そのため、市街地と地域を結ぶネットワークの強化、持続可能な公共交通と地域づくりに関する施策を展開します。

また各地域で、コミュニティの衰退が危惧されます。そのため、地域資源を活かしたまちづくり、産業振興などによって、コミュニティの強化を図ります。

#### 誘導施策（ネットワーク）

##### （1）持続可能な公共交通の実現

- ① 乗り継ぎ拠点の機能強化
- ② 既存の公共交通の維持と見直し
- ③ 新たな交通体系に向けた交通手段とサービスの検討

##### （2）野津市街地・地域生活拠点を中心とした地域活性化

- ① 野津市街地における既存の資源・施設の活用促進
- ② 野津市街地の商業・観光の創出
- ③ 各地域コミュニティの維持・形成

なお、以下の国・県の補助制度の活用、市の事業実施や補助金等の活用を図りながら、誘導施策を推進します。

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ➢都市・地域交通戦略推進事業(国)     | ➢地域活力づくり総合補助金(県)   |
| ➢デジタル田園都市国家構想推進交付金(国) | ➢公共施設等適正管理推進事業債(国) |
| ➢臼杵市空き店舗等総合支援事業補助金(市) | 等                  |

| 誘導施策（ネットワーク）                                                  |  | 担 当 課                  |
|---------------------------------------------------------------|--|------------------------|
| <b>(1) 持続可能な公共交通の実現</b>                                       |  |                        |
| <b>① 乗り継ぎ拠点の機能強化</b>                                          |  |                        |
| ➢ JR臼杵駅の機能強化（駅前空間の修景整備、バリアフリー化、ICカードの導入、情報案内サービスの強化等）による利便性向上 |  | 秘書・総合政策課               |
| ➢ 臼杵港新埠頭の整備と併せた交通結節機能の整備                                      |  | 秘書・総合政策課<br>都市デザイン課    |
| ➢ 乗り継ぎ拠点における機能強化や魅力の向上                                        |  | 秘書・総合政策課               |
| <b>② 既存の公共交通の維持と見直し</b>                                       |  |                        |
| ➢ 民間事業者等と連携した路線バス・コミュニティバス等の運行見直し                             |  | 秘書・総合政策課               |
| ➢ 高齢者のニーズに沿った路線見直し                                            |  | 秘書・総合政策課               |
| ➢ 車いす利用者が利用できる車両の導入促進                                         |  | 秘書・総合政策課               |
| ➢ 市内循環線に接続する新規路線の導入の検討                                        |  | 秘書・総合政策課               |
| <b>③ 新たな交通体系に向けた交通手段とサービスの検討</b>                              |  |                        |
| ➢ デマンドタクシー実証運行や新規ジャンボタクシー路線の導入など地域の実情や市民ニーズに対応した効果的な交通手段を検討   |  | 秘書・総合政策課               |
| ➢ MaaS（超小型モビリティ、自動運転、グリーンスローモビリティ等）の活用・導入に向けた社会実験などによる調査・研究   |  | 秘書・総合政策課<br>総務課 DX 推進室 |
| ➢ 民間の送迎サービスやスクールバスなどを将来的な輸送資源として活用を検討                         |  | 秘書・総合政策課<br>教育総務課      |
| ➢ 移動販売サービス、無料送迎、宅配サービスなどの活用の検討                                |  | 秘書・総合政策課               |
| ➢ タクシーの効果的で多様な利用に向けた検討                                        |  | 秘書・総合政策課               |

| 誘導施策（ネットワーク）                                                                 |  | 担 当 課               |
|------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------|
| <b>(2) 野津市街地・地域生活拠点を中心とした地域活性化</b>                                           |  |                     |
| <b>① 野津市街地における既存の資源・施設の活用促進</b>                                              |  |                     |
| ▶野津庁舎の行政機能に加え、バスの待合空間や観光情報の発信の場、様々なイベント開催の場となるなど、市民が気軽に立ち寄れる機能強化             |  | 市民生活推進課<br>財務経営課    |
| ▶地域住民や来訪者が集い楽しめる既存施設（野津市民交流センターゆるる、吉四六ランド、旧野津高校跡など）の有効活用の促進                  |  | 市民生活推進課<br>秘書・総合政策課 |
| <b>② 野津市街地の商業・観光の創出</b>                                                      |  |                     |
| ▶商店街や国道沿いに点在する空き店舗の情報収集（所有者、場所、設備状況など）、利活用に向けた可能性の検討                         |  | 市民生活推進課<br>産業観光課    |
| ▶祈りの回廊（国宝・特別史跡臼杵磨崖仏、下藤キリシタン墓地等の保存活用等）による文化振興、観光施設や地域資源が連動した観光ツアーによる観光振興      |  | 文化・文化財課<br>産業観光課    |
| ▶地域資源やアイデア等の掘り起こし・再発掘により野津の魅力を創出                                             |  | 市民生活推進課             |
| ▶土づくりセンターの完熟発酵「うすき夢堆肥」の生産や有機農業認証制度「ほんまもん野菜」の生産などによる有機の里うすきの推進                |  | 農林振興課               |
| ▶グリーンツーリズムによる体験等の促進                                                          |  | 市民生活推進課             |
| <b>③ 各地域コミュニティの維持・形成</b>                                                     |  |                     |
| ▶公民館やコミュニティセンター等の既存施設の整備・運営と活用                                               |  | 地域力創生課<br>財務経営課     |
| ▶野津市街地・地域生活拠点を対象とした小さな拠点事業の検討                                                |  | 市民生活推進課<br>地域力創生課   |
| ▶地域活動の担い手確保に向けた取組の推進<br>（ブロック別連絡会および地域振興懇談会等での担い手確保に向けた検討、先進地事例の研修会や現地視察の実施） |  | 地域力創生課              |
| ▶地理的・歴史的つながりに配慮した自治会の統廃合                                                     |  | 地域力創生課              |